

原子力研究整備委員会要項等新旧対照表

改正前	改正後
<p>原子力研究整備委員会要項 (昭和33年6月16日総長裁定)</p> <p>(前略)</p> <p>3 委員会は、次の職員で組織する。</p> <p>(1) 理学研究科長 (2) 医学研究科長 (3) 薬学研究科長 (4) 工学研究科長 (5) 農学研究科長 (6) エネルギー科学研究科長 (7) 化学研究所長 (8) エネルギー理工学研究所長 (9) 基礎物理学研究所長 (10) 原子炉実験所長 (11) 医学部附属病院長 (12) <u>放射性同位元素総合センター長</u></p> <p>(13) <u>放射性同位元素等管理委員会委員長</u></p> <p>(14) 核燃料物質管理委員会委員長 (15) 教授若干名 (16) <u>財務部長及び研究推進部長</u> 職務上委員となる者のほかは、総長が委嘱するものとし、その任期は、2年とする。</p> <p>(中略)</p> <p>6 委員会に関する事務は、<u>研究推進部研究推進課</u>において処理する。</p> <p>(後略)</p> <p>京都大学<u>保健管理センター</u>の業務の協力に関する暫定措置を定める規程 (昭和41年12月28日総長裁定)</p>	<p>3 委員会は、次の職員で組織する。</p> <p>(1) (2) (3) (4) (5) (6) } (同左) (7) (8) (9) (10) (11)</p> <p>(12) <u>環境安全保健機構附属放射性同位元素総合センター長</u></p> <p>(13) <u>京都大学環境安全保健機構規程(平成17年達示第6号)第12条第1項に規定する専門委員会の委員のうちから、環境安全保健機構長が指名する者 若干名</u></p> <p>(14) 教授若干名 (15) <u>財務部長及び研究国際部長</u> 職務上委員となる者のほかは、総長が委嘱するものとし、その任期は、2年とする。</p> <p>6 委員会に関する事務は、<u>研究国際部研究推進課</u>において処理する。</p> <p>京都大学<u>環境安全保健機構</u>の業務の協力に関する暫定措置を定める規程 (昭和41年12月28日総長裁定)</p>
<p>第1条 <u>保健管理センター</u>の所長は、業務の遂行に当たつて必要があるときは、<u>医学部附属病院長</u>に対して協力を求めることができる。</p> <p>第2条 前条により<u>保健管理センター</u>に協力する<u>医学部附属病院</u>の職員は、<u>保健管理センター</u>の所長の指揮の下に、当該業務に従事しなければならない。</p> <p>京都大学<u>国際交流センター</u>日本語研修生要項 (平成13年7月17日総長裁定)</p> <p>(前略)</p> <p>第2 実施要項第7の規定による予備教育は、<u>国際交流センター</u>が行う。</p> <p>第3 予備教育の期間中の留学生は、日本語研修生として、<u>国際交流センター</u>において受け入れる。</p> <p>第4 <u>国際交流センター</u>長は、あらかじめ関係学部</p>	<p>第1条 <u>環境安全保健機構長</u>は、業務の遂行に当たつて必要があるときは、<u>医学部附属病院長</u>に対して協力を求めることができる。</p> <p>第2条 前条により<u>環境安全保健機構</u>に協力する<u>医学部附属病院</u>の職員は、<u>環境安全保健機構長</u>の指揮の下に、当該業務に従事しなければならない。</p> <p>京都大学<u>国際交流推進機構</u>日本語研修生要項 (平成13年7月17日総長裁定)</p> <p>(前略)</p> <p>第2 実施要項第7の規定による予備教育は、<u>国際交流推進機構</u>が行う。</p> <p>第3 予備教育の期間中の留学生は、日本語研修生として、<u>国際交流推進機構</u>において受け入れる。</p> <p>第4 <u>国際交流推進機構長</u>は、あらかじめ関係学部</p>

改正前	改正後
<p>長と協議して、第3の受入を許可するものとする。 (中略)</p> <p>第6 日本語研修生は、本学の関係諸規程を遵守し、<u>国際交流センター</u>長が定める研修方法に従い、研修を行うものとする。</p> <p>第7 <u>国際交流センター</u>長は、予備教育を修了した日本語研修生に修了証書を交付する。</p> <p>第8 本要項に違背した者又は疾病その他の事故により研修の見込がない者に対しては、<u>国際交流センター</u>長が第4の許可を取り消すことがある。</p> <p>第9 この要項に定めるもののほか、日本語研修生の予備教育その他に関し必要な事項は、<u>国際交流センター</u>長が定める。</p>	<p>長と協議して、第3の受入を許可するものとする。 (中略)</p> <p>第6 日本語研修生は、本学の関係諸規程を遵守し、<u>国際交流推進機構</u>長が定める研修方法に従い、研修を行うものとする。</p> <p>第7 <u>国際交流推進機構</u>長は、予備教育を修了した日本語研修生に修了証書を交付する。</p> <p>第8 本要項に違背した者又は疾病その他の事故により研修の見込がない者に対しては、<u>国際交流推進機構</u>長が第4の許可を取り消すことがある。</p> <p>第9 この要項に定めるもののほか、日本語研修生の予備教育その他に関し必要な事項は、<u>国際交流推進機構</u>長が定める。</p>
<p>京都大学組換えDNA実験安全管理規程施行細則 (昭和54年10月30日総長裁定)</p>	
<p>(前略)</p> <p>第6条 規程第25条第5項の健康診断の検査の項目は、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第43条から第45条の2までに定める健康診断の検査項目のほか<u>保健管理センター</u>の所長が特に必要と認める項目とする。 (後略)</p>	<p>第6条 規程第25条第5項の健康診断の検査の項目は、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第43条から第45条の2までに定める健康診断の検査項目のほか<u>環境安全保健機構</u>長が特に必要と認める項目とする。</p>
<p>京都大学実験廃液・廃棄物の管理及び処理等の実施に関する要項 (平成18年3月7日総長裁定)</p>	
<p>(前略) (処理方法)</p>	<p>(処理方法)</p>
<p>第5条 実験廃液・廃棄物の処理方法は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 部局等の長が<u>センター</u>にその処理を依頼した実験廃液のうち、有機廃液については別表第1、無機廃液については別表第2に定める処理基準を満たすもの <u>環境保全センター</u>(以下「センター」という。)における学内処理</p> <p>(2) 部局等の長が<u>センター</u>にその処理を依頼した実験廃液・廃棄物(前号に掲げる実験廃液を除く。)のうち、<u>センター</u>の長が外部委託が適切であると認めるもの <u>センター</u>が学外の産業廃棄物処理業者に処理を委託</p> <p>(3) 部局等の長が当該部局等での外部委託が適切であると認める実験廃液・廃棄物のうち、<u>センター</u>の長の確認を得たもの 部局等が学外の産業廃棄物処理業者に処理を委託</p> <p>2 前項第1号及び第2号の処理に係る手続は、<u>センター</u>の長が定める。</p> <p>3 第1項第1号及び第2号の処理を行うに当たって、実験廃液・廃棄物の発生部局等は、処理した実験廃液・廃棄物の量に応じて、<u>センター</u>の長が</p>	<p>第5条 (同左)</p> <p>(1) 部局等の長が<u>環境安全保健機構</u>(以下「機構」という。)にその処理を依頼した実験廃液のうち、有機廃液については別表第1、無機廃液については別表第2に定める処理基準を満たすもの <u>機構</u>における学内処理</p> <p>(2) 部局等の長が<u>機構</u>にその処理を依頼した実験廃液・廃棄物(前号に掲げる実験廃液を除く。)のうち、<u>機構</u>長が外部委託が適切であると認めるもの <u>機構</u>が学外の産業廃棄物処理業者に処理を委託</p> <p>(3) 部局等の長が当該部局等での外部委託が適切であると認める実験廃液・廃棄物のうち、<u>機構</u>長の確認を得たもの 部局等が学外の産業廃棄物処理業者に処理を委託</p> <p>2 前項第1号及び第2号の処理に係る手続は、<u>機構</u>長が定める。</p> <p>3 第1項第1号及び第2号の処理を行うに当たって、実験廃液・廃棄物の発生部局等は、処理した実験廃液・廃棄物の量に応じて、<u>機構</u>長が定める</p>

改 正 前			改 正 後																																																		
定める経費を負担するものとする。 (指導員) 第6条 実験廃液・廃棄物の発生部局等の長は、前条第1項第1号及び第2号に掲げる処理を行うときは、当該処理方法の種類に応じ、次の各号に掲げる指導員若干名を置くものとする。 (1) 第1号の処理 廃液処理指導員 (2) 第2号の処理 廃液・廃棄物情報管理指導員 2 前項各号に掲げる指導員は、それぞれセンターが実施する講習を受けた者のうちから、当該部局等の長が指名する。 (中略) (その他) 第9条 この要項に定めるもののほか、実験廃液・廃棄物の管理及び処理等の実施に関し必要な事項は、センターの長が定める。 別表第1 (有機廃液の処理基準)			経費を負担するものとする。 (指導員) 第6条 (同左) (1) (2) 2 前項各号に掲げる指導員は、それぞれ機構が実施する講習を受けた者のうちから、当該部局等の長が指名する。 (その他) 第9条 この要項に定めるもののほか、実験廃液・廃棄物の管理及び処理等の実施に関し必要な事項は、機構長が定める。 別表第1 (有機廃液の処理基準)																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>貯留区分</th> <th>指定容器</th> <th>適合基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃性有機廃液</td> <td>センター指定の10Lポリ容器 (赤色容器又は赤色ステッカーを貼り付けた白色容器)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>廃希薄水溶液</td> <td>センター指定の10Lポリ容器 (赤色容器又は赤色ステッカーを貼り付けた白色容器)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	貯留区分	指定容器	適合基準	可燃性有機廃液	センター指定の10Lポリ容器 (赤色容器又は赤色ステッカーを貼り付けた白色容器)	(略)	廃希薄水溶液	センター指定の10Lポリ容器 (赤色容器又は赤色ステッカーを貼り付けた白色容器)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>貯留区分</th> <th>指定容器</th> <th>適合基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃性有機廃液</td> <td>機構指定の10Lポリ容器 (赤色容器又は赤色ステッカーを貼り付けた白色容器)</td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td>廃希薄水溶液</td> <td>機構指定の10Lポリ容器 (赤色容器又は赤色ステッカーを貼り付けた白色容器)</td> <td>(同左)</td> </tr> </tbody> </table>	貯留区分	指定容器	適合基準	可燃性有機廃液	機構指定の10Lポリ容器 (赤色容器又は赤色ステッカーを貼り付けた白色容器)	(同左)	廃希薄水溶液	機構指定の10Lポリ容器 (赤色容器又は赤色ステッカーを貼り付けた白色容器)	(同左)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>貯留区分</th> <th>指定容器</th> <th>適合基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般重金属系廃液</td> <td>センター指定の20Lポリ容器 (青色)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>水銀系廃液</td> <td>センター指定の20Lポリ容器 (灰色)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>シアン系廃液</td> <td>センター指定の20Lポリ容器 (灰色)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>フッ素系廃液</td> <td>センター指定の20Lポリ容器 (灰色)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	貯留区分	指定容器	適合基準	一般重金属系廃液	センター指定の20Lポリ容器 (青色)	(略)	水銀系廃液	センター指定の20Lポリ容器 (灰色)	(略)	シアン系廃液	センター指定の20Lポリ容器 (灰色)	(略)	フッ素系廃液	センター指定の20Lポリ容器 (灰色)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>貯留区分</th> <th>指定容器</th> <th>適合基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般重金属系廃液</td> <td>機構指定の20Lポリ容器(青色)</td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td>水銀系廃液</td> <td>機構指定の20Lポリ容器(灰色)</td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td>シアン系廃液</td> <td>機構指定の20Lポリ容器(灰色)</td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td>フッ素系廃液</td> <td>機構指定の20Lポリ容器(灰色)</td> <td>(同左)</td> </tr> </tbody> </table>	貯留区分	指定容器	適合基準	一般重金属系廃液	機構指定の20Lポリ容器(青色)	(同左)	水銀系廃液	機構指定の20Lポリ容器(灰色)	(同左)	シアン系廃液	機構指定の20Lポリ容器(灰色)	(同左)	フッ素系廃液	機構指定の20Lポリ容器(灰色)	(同左)	別表第2 (無機廃液の処理基準)	別表第2 (無機廃液の処理基準)
貯留区分	指定容器	適合基準																																																			
可燃性有機廃液	センター指定の10Lポリ容器 (赤色容器又は赤色ステッカーを貼り付けた白色容器)	(略)																																																			
廃希薄水溶液	センター指定の10Lポリ容器 (赤色容器又は赤色ステッカーを貼り付けた白色容器)	(略)																																																			
貯留区分	指定容器	適合基準																																																			
可燃性有機廃液	機構指定の10Lポリ容器 (赤色容器又は赤色ステッカーを貼り付けた白色容器)	(同左)																																																			
廃希薄水溶液	機構指定の10Lポリ容器 (赤色容器又は赤色ステッカーを貼り付けた白色容器)	(同左)																																																			
貯留区分	指定容器	適合基準																																																			
一般重金属系廃液	センター指定の20Lポリ容器 (青色)	(略)																																																			
水銀系廃液	センター指定の20Lポリ容器 (灰色)	(略)																																																			
シアン系廃液	センター指定の20Lポリ容器 (灰色)	(略)																																																			
フッ素系廃液	センター指定の20Lポリ容器 (灰色)	(略)																																																			
貯留区分	指定容器	適合基準																																																			
一般重金属系廃液	機構指定の20Lポリ容器(青色)	(同左)																																																			
水銀系廃液	機構指定の20Lポリ容器(灰色)	(同左)																																																			
シアン系廃液	機構指定の20Lポリ容器(灰色)	(同左)																																																			
フッ素系廃液	機構指定の20Lポリ容器(灰色)	(同左)																																																			

改正前			改正後		
リン酸系廃液	センター指定の 20L ポリ容器 (灰色)	(略)	リン酸系廃液	機構指定の 20L ポリ容器(灰色)	(同 左)
			<p>附 則 この要項は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。</p>		